

## 弁護士費用のご説明（債務整理事件）

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額		備考
任意整理	着手金	1社あたり	2万円	※事件終了時に清算でも結構です
	報酬金	和解成立の場合	2万円	※1社につき
		過払金の返還が受けられた場合	過払金の20%相当額	
自己破産	着手金	同時廃止手続きの場合	20万円～ 25万円	※申立費用として2万円程度が必要になります
		少額管財手続きの場合	25万円～ 30万円	※管財費用として20万円程度が必要になります
個人再生	着手金	住宅ローン特別条項を利用しない場合	30万円 (報酬金なし)	※申立費用として2万円程度が必要になります
		住宅ローン特別条項を利用する場合	40万円 (報酬金含む)	※申立費用として2万円程度が必要になります

※任意整理では和解成立の場合も過払金の返還を受けた場合も減額報酬はいただいております。

※自己破産では報酬金はいただいております。

※弁護士費用の種類は次のとおりです。

- 着手金 事件等を依頼したときに、その事件を進めるにあたって委任事務処理の対価としてお支払いいただくもの
- 報酬金 事件等が終了したとき（勝訴判決・和解成立・調停成立・示談成立などの場合）に、成功の程度に応じて、委任事務処理の対価としてお支払いいただくもの

※弁護士報酬のお支払時期は、次のとおりです。

- 着手金 原則として事件又は法律事務の依頼を受けたとき
- 報酬金 事件等の処理が終了したとき

※金額は、消費税法（昭和63年法108）に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する金額は含まれておりません。

※弁護士報酬の額は、あくまで標準的な金額を定めたものであり、事件等の難易、その処理に要する利益等を考慮して、増減することがあります。



# かしわざき法律事務所